

【防災訓練マニュアルⅢ】

# 地震災害編 (合同訓練)

## 平成〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施計画書(例)

主催 〇〇校区公民館運営審議会  
(〇〇校区町内会連合会)

1 訓練日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日(曜日) 〇〇時から〇〇時まで

2 場 所 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇小学校校庭  
雨天時 〇〇小学校体育館

3 訓練参加者 〇〇校区内の自主防災会役員及び地域住民

4 訓練参加機関 日本赤十字社鹿児島支部・〇〇消防署〇〇分遣隊  
消防団〇〇分団

### 5 訓練の目的

自然災害(地震、風水害、火災等)の発生に備え、自分の安全は自分で守る「自助」を災害対応の基本とし、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」という、隣保共同の精神と連帯感に基づき、自主防災会が機能し、迅速・的確な行動がとれるよう、また、地域住民の防災意識の高揚を図るため防災訓練を実施する。

### 6 災害の想定

鹿児島市はマグニチュード7.1の大地震に襲われ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。また、校区内においても、火災が多発し延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となった。

### 7 訓練の内容

#### (1) 避難訓練

地震発生時の一連の避難行動訓練を行う。

#### (2) 校区災害対策本部設置訓練

地震発生に伴って、校区公民館運営審議会委員長及び各自主防災会会長が連携して校区災害対策本部を設置し、初動体制を確立させる訓練を行う。

#### (3) 情報収集伝達訓練

地震災害時に校区内の各自主防災会の情報班が、市や防災関係機関からの情報を住民に知らせる訓練及び地域の被災状況や避難生活の情報を校区災害対策本部長や市に報告する訓練を行う。

(4) 救急訓練

消防職員等の指導により、応急手当法、心肺蘇生法、AED取扱い要領及び応急担架作成方法を習得する訓練等を行う。

(5) 消火訓練

消防署員の指導で、粉末消火器を使用した消火訓練等を行う。

(6) 炊き出し訓練

地域住民で協力して非常食を作成する訓練を行う。

## 8 訓練の日程

8時00分	避難訓練開始
8時45分	校区災害対策本部設置 (各自主防災会の役員は、8:40までに避難所に参集)
8時50分	情報収集伝達訓練
9時00分	開会式  炊き出し訓練開始
9時20分	救急訓練
10時20分	消火訓練
11時20分	閉会式

## 9 訓練当日までに準備するもの

ア 会場設営(テント張り)・用具等点検は、訓練前日16:00から実施

イ 放送設備・机・椅子等の設営や炊き出し訓練の準備は、訓練当日8時00分から実施

### 防災訓練日程表 (例)

訓練日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (曜日)  
 訓練場所 〇〇小学校校庭  
 主 催 〇〇校区公民館運営審議会  
 (〇〇校区町内会連合会)

時 間	実施項目	実施内容
8 : 0 0 ～ 8 : 2 0	自宅から一時退避場所 に集合	自分や家族の安全を確保した後、一時 退避場所に集合
8 : 2 0 ～ 8 : 4 5	一時退避場所から避難 所 (訓練場) に移動	安全な避難経路を選定し、地域ぐるみ で避難所に集合
8 : 4 5 ～ 8 : 5 0	校区災害対策本部設置 訓練	各自主防災会会長は、避難状況を本部 長へ報告
8 : 5 0 ～ 9 : 0 0	情報収集伝達訓練	情報班の情報収集伝達訓練
9 : 0 0 ～ 9 : 2 0	開会式	訓練開始宣言 挨拶等
9 : 0 0 ～ 1 1 : 0 0	炊き出し訓練	炊き上がりに時間を要するため炊き出 し班は9 : 0 0開始
9 : 2 0 ～ 1 0 : 2 0	救急訓練	応急手当法、心肺蘇生法、A E D取扱 い、応急担架作成訓練
1 0 : 2 0 ～ 1 1 : 2 0	消火訓練	消火器の取扱い訓練 食用油の過熱着火による火災消火実験 煙中体験訓練
1 1 : 2 0 ～ 1 1 : 3 0	閉会式	訓練の講評 訓練終了宣言
1 1 : 3 0 ～ 1 2 : 0 0	後片付け	
炊き出し訓練で作成した非常食は、訓練終了後、参加者へ配付する。		

## 平成〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施要領(例)

主催 〇〇校区公民館運営審議会  
(〇〇校区町内会連合会)

1 訓練日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日(曜日) 〇〇時から〇〇時まで

2 場 所 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇小学校校庭  
雨天時 〇〇小学校体育館

### 3 避難訓練

地震発生(7時55分)直後は自分や家族の安全確保に努め、隣近所で声を掛け合い、助け合って8時30分までに一時退避場所に避難する。

地震時の一時退避場所に避難が終わったら避難所(訓練場)へ8時50分までに移動する。

(1) 避難は原則徒歩とする。

(2) 一時避難場所は、下記のとおりとする。

ア	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇東公園
イ	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇南公園
ウ	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇緑地帯
エ	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇北公園
オ	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇西公園
カ	〇〇自主防災会	〇〇町〇〇番地	〇〇集会場前広場

(3) 一時避難場所では、避難誘導員が人員の点呼を行う。

(4) 避難行動要支援者について支援者を定め、車椅子等での避難支援を行う。

(5) 避難誘導員は、ヘルメットを着装し、ラジオ付きライト、ハンドマイク、誘導灯等を携行する。また、避難者は、ヘルメット、防空頭巾等を着装し、非常持出品を携行して、避難集団からはぐれないように避難する。

《参考》 近隣の福祉施設や事業所等(以下、「福祉施設等」という。)に対し、訓練参加を呼び掛けるなど、日ごろから福祉施設等との協力体制を構築しておくことも重要です。

### 《避難時の心得》

ア 避難時には火気の点検を行い、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切断し、避難に適した動きやすい服装(長袖、長ズボン、底の厚い紐靴等の着装)で、隣近所助け合いながら一緒に避難する。

- イ 班長など、地域住民の名簿を持っている役員は、非常持ち出し袋等に入れて避難する。(避難所での避難者名簿作成に役立つ。)
- ウ 避難経路の選定は、がけ崩れ、ブロック塀の倒壊、落下物、川べりなど、危険が予想される個所を避けるとともに、安全な避難ルートを複数設定し、家屋の倒壊や火災の発生等に対応できるようにしておくことが重要である。また、夜間を想定して、照明等が設置されている経路を選択することが望ましい。
- エ 避難の際には、近隣の避難行動要支援者への声掛けや避難支援を心掛ける。

《参考》 火災は風上から風下へ、また、低所から高所へ延焼する特性があります。高所に避難すると、煙と熱気が流れてきて、避難経路が塞がれることも考えられます。高台の団地等では地震火災が想定されることから、低所の方に避難することも考慮しましょう。

《事例》 大正12年9月1日に発生した関東大震災では、広場や橋の袂で多くの焼死者が発見されており、多くの住民が避難した場所が火災旋風に襲われ、火に囲まれて脱出できなかったことを示しています。

#### 4 校区災害対策本部設置訓練

地震の発生により、建物、道路に甚大な被害を被り、また、人的被害も発生している。火災も延焼拡大し、地域住民の広域な避難が必要になったことから、校区公民館運営審議会委員長は、校区内の自主防災会会長と協議し、8時30分に校区公民館運営審議会委員長を本部長とする「〇〇校区災害対策本部」を設置する。

本部長は、各自主防災会会長に初動体制を取るよう指示する。

各自主防災会会長は、自主防災会の編成を行い、各班長に次の要領で初期活動を実施するよう指示する。

##### (1) 情報班長への指示要領

「直ちに情報班を編成し、情報収集を行い被災状況を本部へ報告してください。なお、救助事案等の緊急連絡は、直ちに119番通報をお願いします。」

※時間に余裕があるときは実際に119番し、事前に作成した模擬情報を通報する訓練を行う。

《注意》 事前に最寄りの消防分遣隊に訓練通報を行う旨の連絡が必要

(2) 避難誘導班長への指示要領

「避難誘導班を編成し、地区ごとに回り避難の指示と避難所について住民に周知してください。また、各地区ごとに誘導班員を配置し、消防団の協力を得て、避難所へ誘導してください。避難所に到着したら全員の無事を確認し、本部に避難の完了を報告してください。」

(3) 総務班長への指示要領

「避難者名簿及び被災記録簿を作成し、時系列で記録してください。」

《参考》 事前に避難者名簿や被災記録簿を準備しておきましょう。

## 5 情報収集伝達訓練

市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオから得た情報を迅速且つ正確に住民に伝達する訓練及び被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練を行う。

(1) 市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオ等から得た情報を住民に伝達する訓練について

- ア 本部長は、事前に作成した模擬情報を情報班長に紙記載で手渡す。
- イ 情報班長は、情報班員の地区分担を行った後、情報班員に模擬情報を示し、住民への伝達を指示する。
- ウ 情報班員は、情報をわかりやすい伝達文にして伝達する。
- エ 情報班員は、情報をハンドマイク等で住民に伝達するが、伝達文を掲示板にも掲示する。(伝達については、海水浴等の人々にも留意する。)
- オ 消防団消防車のサイレンや半鐘で避難を伝達する。

(2) 被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練について

- ア 本部長は、情報班長に被災状況を収集するように指示する。
- イ 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す。
- ウ 情報班員は、被災状況を現場で収集する。
- エ 情報班員は、収集した情報（事前に作成した模擬情報）を情報班長に伝達する。
- オ 情報班長は、情報を記録整理して市に報告する。

《参考》 鹿児島市地域防災計画において、「町内会長及び自主防災組織会長等は、その地域の被害状況、避難状況等を収集したときは、逐次最寄りの避難所班長（市職員）に通報するものとする」と定めています。

## 6 炊き出し訓練

炊き出し訓練の設営等は、8時00分から開始する。

- (1) 炊き出し用品（資機材、材料等）は事前に準備しておく。
- (2) 作成数 ○○食
- (3) 炊き出し訓練要員は、下記のとおり、各班から割り当てる。

町内会班名	割り当て人員	備考（役割など）
○○町内会 第1班	3名	
○○町内会 第2班	3名	
○○町内会 第3班	3名	
○○町内会 第4班	3名	
○○町内会 第5班	3名	

## 7 救急訓練

救急訓練については、○○消防署○○分遣隊の指導により実施する。

- (1) 心肺蘇生法とAED取扱い訓練（人形とAEDは消防署から借用）
  - (2) 止血法と骨折時の応急手当法（副子等による固定）
  - (3) 応急担架の作成訓練
    - ア 毛布による応急担架
    - イ 毛布と竹竿を使った応急担架
    - ウ 竹竿とロープを使った応急担架
    - エ 竹竿と洋服を使った応急担架と担架収容
    - オ 椅子等を使った搬送法
    - カ 徒手による搬送法
- 《注意》 応急担架の資材は自主防災会で準備しましょう。

## 8 消火訓練

消火訓練については、○○消防署○○分遣隊の指導により実施する。

※準備資機材の手配について、事前に消防署や消防設備業者、ガス事業者に相談しておきましょう。

- (1) 粉末消火器を使った消火訓練
  - ア 準備資機材
    - ・オイルパン ・灯油 ・点火棒 ・チャッカマン ・消火器○本 ・バケツ
  - イ 訓練手順
    - 消防職員から消火器の使用方法等について説明を受けた後、各自主防災会



から1名ずつ消火訓練を行う。

《参考》 火災を発見したら、先ず「火事だ！」と叫び、火災を周囲の人に知らせることが大事です。声が出ないときは、バケツなど音の出るものを叩いて異常を知らせましょう。  
また、消火活動については、天井に火が付いたら消火が困難になりますので直ちに避難しましょう。

(2) 食用油の過熱着火による火災実験

ア 準備資機材

- ・実験用ガスボンベ（10キロボンベ）～1本
- ・実験用コンロ（2連）～1基 ・油鍋 ・食用油 ・チャッカマン ・柄杓
- ・バスタオル1枚 ・スプレー式簡易消火具1本 ・消火クロス1枚
- ・水バケツ

イ 訓練手順

消防職員から食用油の着火について説明を受けた後、その消火法について実演してもらう。

(3) 煙中体験訓練

ア 準備資機材

- ・テント1張り（小学校から借用）
- ・テントを覆うブルーシート ～ 4枚（自主防災会で準備）
- ・スモークマシーン（発煙筒）・タオル・ビニール袋

イ 訓練手順

消防職員から煙の性質について説明を受けた後、煙中体験をする。

9 訓練場の配置図別紙添付（省略）